

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岐阜県  
 農業委員会名： 羽島市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,037
自給的農家数	1,090
販売農家数	947
主業農家数	62
準主業農家数	119
副業的農家数	766

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数 <small>販売農家</small>	1,335
女性	716
40代以下	154

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	34
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	1
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,590	420				2,010
経営耕地面積	838	151	131	18	2	989
遊休農地面積	2.9	0.4				3.3
農地台帳面積	1,464	487	487			1,951

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	16	16
認定農業者	—	8
認定農業者に準ずる者	—	6
女性	—	5
40代以下	—	3
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	19	10

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		2,010 ha	739 ha
課 題	農業従事者の高齢化により離農が進み遊休農地が増加していることに加え、担い手の不足、圃場条件の悪い農地についてマッチングが難航していることが問題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 770 ha (うち新規集積面積 30 ha) 目標設定の考え方:羽島市の現状を踏まえ、集積化を促進するため。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者及び担い手農家の意向等情報収集に努めるとともに、情報提供を図る。</li> <li>土地所有者等に農地中間管理事業の周知を行う。</li> </ul>

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
		0 経営体	2 経営体
課 題	新規就農にあたり、技術の習得や所得の確保等が課題となっている。		

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	1 経営体
活動計画	市の担当部局と協力し、新規就農者が参入しやすい環境を整える。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,013.3 ha	3.3 ha	0.16%
課 題	農業従事者の高齢化や、遠隔地在住の農地所有者の増加が問題となっている。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1 ha		
	目標設定の考え方:高い目標を設定し、遊休農地の解消をめざすため。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	36 人	9月～10月	10月～11月
	調査方法	農業委員及び事務局職員で農地を巡回し、遊休農地を確認した場合は、利用状況が確認できるように写真を撮影し、図面等へ記録する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	1月～3月	
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,010 ha	0.9 ha
課 題	違反転用を未然に防ぐため、農地パトロール等を行い早期に発見することが重要であり、また、農地転用には手続きが必要であることを周知させることが必要である。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和元年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員による農地パトロールを実施する。</li> <li>新たな違反転用を発見した場合、許可できる案件については申請を求め、できないものについては、農地への復旧を促す。</li> </ul>
------	---